

ワシントン条約に基づく輸出入管理について

平成28年12月
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 野生動植物貿易審査室

1. ワシントン条約（CITES）とは

☆日本語名称☆

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」

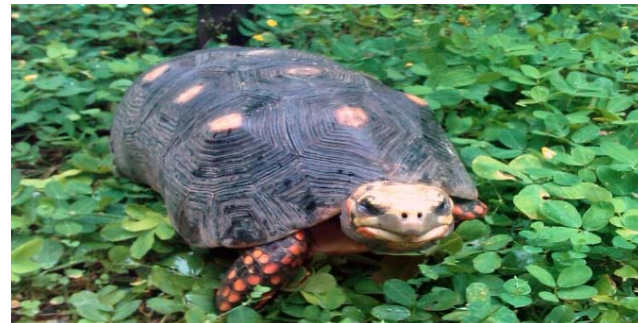
☆英文名称☆

CITES : Convention on International Trade in Endangered
Species of Wild Fauna and Flora



(1) 自然のかけがえのない一部をなす野生動植物の特定の種が過度に国際取引に利用されることのないよう、これらの種を保護することを目的とした条約。絶滅のおそれがあり、保護が必要と考えられる野生動植物を附属書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに3分類化し、掲載された種に対する国際取引規制を実施。

(2) 1973年3月採択・1975年7月発効。2015年11月現在、181カ国・地域が加盟。我が国は1980年4月批准・1980年11月発効。



2. 附属書の種類及び我が国の輸出入取引規制

	附属書Ⅰ（約970種）	附属書Ⅱ（約34,400種）	附属書Ⅲ（約160種）
基準	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの
規制	<p>◆商業目的の国際取引は禁止</p> <p>◆ただし以下のものは例外的に可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学術研究目的のもの ●共同保護計画（動物園間での繁殖など）に基づくもの ●繁殖施設において人工繁殖したものの商業取引（動物にあつては登録した施設） ●条約適用前に取得したもの ●サーカスなどの移動展示会 	<p>◆商業目的の国際取引は可能</p> <p>◆但し、日本原産のものを輸出する際には、種の存続を脅かすおそれのないことの科学当局による助言及び適法に採取・捕獲されたものであることの証明が必要。</p>	<p>◆商業目的の国際取引は可能</p>
外為法に基づく輸出規制	<p>★輸出承認／許可</p> <p>輸出承認証(E/L)、CITES輸出許可書又はCITES再輸出証明書が必要</p> <p>（注1）学術研究目的の場合、事前に輸入国発行のCITES輸入許可書が必要</p> <p>（注2）我が国原産の種の場合、科学当局（環境省、農水省）の助言が必要</p>		<p>附属書Ⅲ掲載国原産の貨物については、CITES再輸出証明書が必要、その他の国が原産の貨物については商工会議所が発行する原産地証明書を発行。</p>
外為法に基づく輸入規制	<p>★輸入承認／許可</p> <p>●<u>学術研究目的のもの</u></p> <p>輸入承認証(I/L)、CITES輸入許可書が必要（通関時、税関に輸出国発行のCITES輸出許可書とともに提出が必要（輸入承認証については確認後返却。））。</p> <p>●<u>人工繁殖及び条約適用前取得のもの</u></p> <p>輸入承認証(I/L)の取得が必要。（通関時、税関に輸出国発行のCITES輸出許可書を提出するとともに、輸入承認証の提示が必要。）</p> <p>（注3）非加盟国からの輸入は禁止</p>	<p>★<u>事前確認</u>（生きている動物の場合、輸出国が輸出禁止措置を実施の場合等）</p> <p>事前確認書が必要（通関時、税関に輸出国発行のCITES輸出許可書とともに提示が必要）</p> <p>★<u>通関時確認</u>（事前確認の対象以外の場合）</p> <p>通関時、税関に輸出国発行のCITES輸出許可書の提示が必要</p> <p>★<u>2号承認</u>（非加盟国からの輸入の場合）</p> <p>原則承認しない</p>	

参考 1. 我が国の条約実施体制

★国内関係法令と関係省庁

- ✓ 外国為替及び外国貿易法（経済産業省）・・・輸出入許可書・証明書等を発給、水際規制
- ✓ 関税法（財務省）・・・水際規制
- ✓ 種の保存法（環境省等）・・・希少野生動植物種の国内流通管理、輸出入の規制 等

★ワシントン条約事務局に登録している関係当局

●管理当局 (Management Authority)・・・ 総合調整、許可書・証明書の受付・発給

経済産業省・・・海からの持ち込みの場合を除く（←一般的な輸出入）

農林水産省・・・海からの持ち込みの場合

●科学当局 (Scientific Authority)・・・ 管理当局への助言

農林水産省・・・海棲哺乳類、魚類等の水棲動物及び植物種

環境省・・・農林水産省所管以外の動物種

●執行当局 (Enforcement Authority)

・・・国際刑事警察機構（ICPO）等と連携し、違法取引に対処

環境省、財務省（税関）、水産庁、警察庁

参考 2. 我が国の輸出入取引規制に関する根拠法令等

●輸出

●輸入

第48条第3項

外国為替及び外国貿易法（外為法）

第52条

輸出貿易管理令

輸入貿易管理令

第2条第1項

第4条第3項

該当貨物：
別表第二 中欄36項(附属書Ⅰ、Ⅱに掲載される種)

※種の保存法の希少野生動植物は37項
(附属書Ⅰの全て、附属書Ⅱの一部を含む)

輸入割当てを受けべき貨物の品目、輸入の承認を受けべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表
(輸入公表)

附属書Ⅰの掲載種 【承認】 二の二号
附属書Ⅱ、Ⅲ※の掲載種 (生きているもの)
【事前確認】 三の7の(7)

種の保存法の国内野生動植物種
【事前確認】 三の7の(8)

上記以外の標本【通関時確認】 三の8の(2)、(3)
※附属書Ⅲに掲げた国を原産国とするもの

<通達>

●絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について 等

<通達>

●ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について
●輸入公表三の7の(7)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について 等

※参考資料

根拠法令

外国為替及び外国貿易法

(輸出の許可等)

第四十八条 中略

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

(輸入の承認)

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

輸出貿易管理令

(輸出の承認)

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

※別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

	貨物	地域
三六	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書 I 又は附属書 I I に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、はく製、加工品その他のこれらの動物又は植物から派生した物（次の項及び四三の項の中欄に掲げるものを除き、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	全地域

輸入貿易管理令

(輸入の承認)

第四条 貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該貨物の輸入について必要な事項が前条第一項の規定により公表されているとき。

輸入関連

注1：クジラ種はワシントン条約の対象であるが、日本は留保しているため、ワシントン条約の観点からは規制対象外である。しかし、IWCの観点から輸入公表二により規制している。鯨及びその調整品のうち、外国為替及び外国貿易法の規制対象は輸入公表二の第1の表に示されている関税率表の番号の貨物のみとする。

注2：アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第1の表1及び別表第2の表1に掲げる種で同法第6条第2項第3号に規定する個体を輸出しようとする場合は、学術研究又は繁殖の目的でその個体を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書。